

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付け請求事件

原告 134名

被告 国

参加人 関西電力株式会社

証拠説明書(21)

平成30年9月10日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜 彦



被告指定代理人 坂 本 康 博



檜 野 一 穂



白 鳥 哲 治



益 子 元 暢



渡 辺 宝 之



細 川 全



船 城 織 映



松 山 明 子



加 藤 友 見



望	月	一	輝	
水	野	健	太	
福	島	貴	浩	
松	岡		宏	
信	藤	竜	治	
玉	井	秀	幸	
内	藤	晋	太郎	
小	林		勝	
榊	野	龍	太	
鈴	木	莉	恵子	
治		健	太	
岩	佐	一	志	
大	城	朝	久	
矢	野		諭	
仲	村	淳	一	
森	川	久	範	
海	田	孝	明	
熊	谷	和	宣	

井	藤	志	暢	
大	野	佳	史	
種	田	浩	司	
松	岡		賢	
花	見	清	太郎	
小	野	祐	二	
小	山	田	巧	
川	崎	憲	二	
中	川		淳	
止	野	友	博	
御	器	谷	俊之	
片	野	孝	幸	
木	原	昌	二	
岡	本		肇	
建	部	恭	成	
小	林	貴	明	
柏	木	智	仁	
村	上		玄	

秋	本	泰	秀	
照	井	裕	之	
正	岡	秀	章	
関	根	将	史	
義	崎		健	
田	尻	知	之	
宮	本	健	治	
角	谷	愉	貴	
伊	藤	岳	広	
塚	部	暢	之	
臼	井	暁	子	
薩	川	英	介	
西	崎	崇	徳	
山	田	創	平	
大	浅田		薫	
沖	田	真	一	
岩	崎	拓	弥	
三	井	勝	仁	

佐藤秀幸



永井悟



佐藤雄一



藤原弘成



略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第113号証	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の制定について (原規技発第1801246号) (原子力規制委員会)	写	H30. 1. 24 (改正日)	設置許可基準規則の解釈の内容
乙第114号証	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 (原規法発第1709112号) (原子力規制委員会)	写	H29. 9. 11 (改正日)	原子炉等規制法第43条の3の6第1項4号の「原子力規制委員会規則で定める基準」とは、設置許可基準規則で定めた基準を指すこととされていること
乙第115号証	「活断層の長期評価手法」 報告書 (暫定版) (推本地震調査委員会長期評価部会)	写	H22. 11. 25	地質審査ガイドが、審査を行うに当たり評価の考え方を参考にすることとしている、「『活断層の長期評価手法』報告書 (暫定版)」の内容